

第 1 2 回 地 域 医 療 構 想	参 考
に 関 する る W G	資 料
平 成 3 0 年 3 月 2 8 日	2

医 政 地 発 0327 第 1 号
平 成 30 年 3 月 27 日

各 都 道 府 県 衛 生 主 管 部 (局) 長 殿

厚 生 労 働 省 医 政 局 地 域 医 療 計 画 課 長
(公 印 省 略)

地 域 医 療 構 想 を 踏 ま え た 地 域 包 括 ケ ア シ ス テ ム の 構 築 の た め の
有 床 診 療 所 の 在 り 方 に つ い て

有 床 診 療 所 に つ い て は、地 域 に よ っ て は、患 者 の 急 変 時 に 対 応 す る 機 能 や 在 宅 医 療 の 拠 点 と し て の 機 能 等 を 果 た し て お り、地 域 包 括 ケ ア シ ス テ ム の 構 築 を 進 め る 上 で は、有 床 診 療 所 の 役 割 が よ り 一 層 期 待 さ れ る。

こ の た め、医 療 法 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 省 令 (平 成 29 年 厚 生 労 働 省 令 第 27 号) が 平 成 30 年 4 月 1 日 か ら 施 行 さ れ、病 床 設 置 が 届 出 に よ り 可 能 と な る 診 療 所 の 範 囲 が 見 直 さ れ、地 域 包 括 ケ ア シ ス テ ム の 構 築 の た め に 必 要 な 機 能 を 有 し、地 域 に お け る 医 療 需 要 を 踏 ま え 必 要 と さ れ る 診 療 所 と し て、都 道 府 県 医 療 審 議 会 の 意 見 を 聴 い て、都 道 府 県 知 事 が 認 め る 診 療 所 が 対 象 範 囲 に 含 ま れ る こ と と な る。

今 後、地 域 医 療 構 想 の 達 成 に 向 け た 取 組 や 地 域 包 括 ケ ア シ ス テ ム の 構 築 に 向 け た 取 組 を 進 め る 際 に は、有 床 診 療 所 の 特 性 を 踏 ま え つ つ、そ の 機 能 を 有 効 に 活 用 す る 観 点 か ら、下 記 の 点 に 留 意 さ れ た い。

記

1 療 養 病 床 及 び 一 般 病 床 の 整 備 に 関 す る 事 項 に つ い て

既 存 病 床 数 が 基 準 病 床 数 や 将 来 の 病 床 数 の 必 要 量 を 下 回 る 地 域 に 於 っ て、今 後、新 た に 療 養 病 床 及 び 一 般 病 床 の 整 備 を 行 う 際 に は、地 域 の 将 来 の 医 療 需 要 の 動 向 を 踏 ま え、在 宅 医 療 の 拠 点 と し て、住 民 の 身 近 な 地 域 で 緊 急 時 に 対 応 で き る 入 院 医 療 を 確 保 す る 観 点 か ら、有 床 診 療 所 の 病 床 設 置 に つ い て も、地 域 医 療 構 想 調 整 会 議 で 議 論 す る こ と。

2 地 域 医 療 構 想 調 整 会 議 の 進 め 方 に つ い て

既 存 病 床 数 と 基 準 病 床 数 等 の 関 係 性 に 関 わ ら ず、全 て の 地 域 に お い て、都 道 府 県 知 事 が、病 床 設 置 が 届 出 に よ り 可 能 と な る 有 床 診 療 所 と し て 適 当 で あ る か 否 か に つ い て 判 断 す る 際 に は、都 道 府 県 医 療 審 議 会 の 意 見 を 聴 く 前 に、予 め、地 域 医 療 構 想 調 整 会 議 の 協 議 を 経 る こ と。

具 体 的 に は、「地 域 医 療 構 想 の 進 め 方 に つ い て」(平 成 30 年 2 月 7 日 付 け 医 政 地 発 0207 第 1 号 厚 生 労 働 省 医 政 局 地 域 医 療 計 画 課 長 通 知) に 掲 げ る 地 域 医 療 構 想 調 整 会 議 の 協 議 事 項 を 参 考 に し、有 床 診 療 所 と し て 新 た に 病 床 を 整 備 す る 予 定 の 医 療 機 関 を 把 握 し た 場 合 に は、当 該 医 療 機 関 に 対 し、地 域 医 療 構 想 調 整 会 議 へ の 出 席 及 び 必 要 な 説 明 を 求 め る こ と。